

公益財団法人 いきいき埼玉
(県民活動総合センター)
理事長 茂木 皇治 様

専門員・金子さんの雇止めを撤回し、雇用責任を果たしてください

(要 請 文)

貴財団で働いてきた専門員・金子さんが、今年3月31日に雇止めされました。金子さんは2008年3月にアルバイトとして採用され、2年後には財団の要請で専門員となり、有期の雇用ではありましたが、労働契約更新を11回も繰り返し、8年間にわたって財団業務を誠実に行ってきました。

貴財団は、金子さんが加入する埼玉自治体一般労働組合との3回の団体交渉で、雇止めの理由を「労働契約期間が満了したので退職」と繰り返すだけであり、これでは説明責任も雇用責任も果たしていることにはなりません。

県民活動総合センターは、県民の自主的活動支援、高齢者の生きがいづくり、そして就業機会の拡大などを行う職場であり、埼玉県が財政支出をしている組織でもあります。こうした極めて公共性の高い職場で、雇止めなどあってはならないことです。

今、働く人の4割が不安定な非正規の雇われ方で、雇用不安、生活不安、将来不安にさらされており、その改善が社会的な課題になっている時代です。

金子さんも教育費等のかかる家計を支えながら懸命に働いてきました。よもや突然の雇止めにあうなど、考えてもいませんでした。将来設計がくるってしまうことを使用者の責任としてどの様に考えているのでしょうか。ひど過ぎます。

これまで多くの裁判で、有期雇用でも反復して更新されたことがあり「期間の定めのない労働契約を終了させることと社会通念上同視できるものについて、雇止めは許されない」という判決が積み上げられ、それが労働契約法第19条となって法制化されたことでもあります。したがって、金子さんの雇止めは無効であり、以下のとおり要請します。

記

1. 直ちに金子さんの雇止めを撤回し、県民活動センターで働けるようにしてください。
2. 金子さんはじめ、多くの労働者の雇用に不安を与えたことを謝罪してください。
3. 労働法令を遵守し、良識ある健全な使用者としての姿勢を確立してください。

要請者名 (団体の場合は団体名と代表者名)

2016年9月 日

取扱団体：県民活動センター職員の雇用を守り金子さんを職場に戻す会

(略称：県活センター金子さんを職場に戻す会)

〒330-0064 さいたま市浦和区岸町7-12-8 埼玉自治労連会館内 電話048-866-0661

3 6 2 - 0 8 1 2

埼玉県伊奈町内宿台六丁目二六番地

公益財団法人 いきいき埼玉

理事長

茂木 皇治 様

120円切手を
貼って投函して
ください。